



カラオケは生涯学習

2004.2.20

VOLUME

10

カラオケ使用者連盟は、生涯学習の場としてのカラオケ施設利用の促進を行います。

我々カラオケ店は、日本が世界に誇る「カラオケ文化」発信の担い手です。今直面している問題、解決すべき問題を皆で団結して考えましょう。

発行/カラオケ使用者連盟

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-11

目黒西口マンション2号館503

TEL 03-3495-5695 FAX 03-3495-5694

第15回全国生涯学習フェスティバル

「まなびピア沖縄2003」に カラオケ使用者連盟が参加!

カラオケ使用者連盟では、今年で15回目を迎えた全国生涯学習フェスティバル「まなびピア沖縄2003」に参加。数多くの来場者に歌う場を提供するとともに、カラオケを生涯学習として提案いたしました。

当連盟は、今年で15回目を迎えた全国生涯学習フェスティバル（平成15年11月27日(木)から12月1日(月)までの5日間）に、参加いたしました。

全国生涯学習フェスティバルとは、文部科学省が毎年一回、開催都道府県との共催で、生涯学習に係る活動の場を全国的な規模で提供することにより、

広く国民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習の一層の振興を図ることを目的として行っているものです。今年は『ちゅら島で 拓こう自分！ つなげよう心！』をテーマに、「まなびピア沖縄2003」として、沖縄県的那覇市、宜野湾市を舞台に、県内外

から300以上の団体が参加し、様々な催しが繰り広げられました。

当連盟も、「生涯学習の場としてのカラオケ施設利用の促進」をテーマに、宜野湾市で開催された生涯学習見本市にカラオケ体験コーナーを設置。また、参加団体主催事業として、那覇市でカラオケ大会を開催しました。



生涯学習見本市会場
宜野湾市・沖縄コンベンションセンター



カラオケ大会会場
那覇市・沖縄県立郷土劇場



生涯学習見本市

当連盟が、生涯学習見本市にカラオケ機器体験コーナーを設置



第15回全国生涯学習フェスティバルのメインイベントとして、「生涯学習見本市」が、宜野湾市の沖繩コンベンションセンターおよび宜野湾海浜公園で開催されました。「生涯学習見本市」とは、生涯学習に関わるあらゆる組織・団体・企業・学校・行政（国・県・市町村）等が、多彩な学習情報・教材・学習活動の成果等を展示・発表・紹介する場です。来場者にとっては、多種多様な生涯学習の情報に触れる機会であり、新たな取り組みへの情報交換の場となりました。当連盟も「歌って心身ともに健康に！カラオケは文化、そして生涯学習」のテーマで、カラオケ機器体験コーナーの機会となりました。



第15回全国生涯学習フェスティバルのメインイベントとして、「生涯学習見本市」が、宜野湾市の沖繩コンベンションセンターおよび宜野湾海浜公園で開催されました。「生涯学習見本市」とは、生涯学習に関わるあらゆる組織・団体・企業・学校・行政（国・県・市町村）等が、多彩な学習情報・教材・学習活動の成果等を展示・発表・紹介する場です。来場者にとっては、多種多様な生涯学習の情報に触れる機会であり、新たな取り組みへの情報交換の場となりました。当連盟も「歌って心身ともに健康に！カラオケは文化、そして生涯学習」のテーマで、カラオケ機器体験コーナー

カラオケ使用者連盟の全国生涯学習フェスティバル参加について

カラオケ使用者連盟は、平成11年10月7日～11日に開催された「第11回全国生涯学習フェスティバル/まなびひろ島'99」に初参加。更に「第12回全国生涯学習フェスティバル/まなびひろ三重2000」では、「カラオケ体験コーナー」を一歩進めたものとして「まなびひろ三重カラオケ大会」を企画しました。これは、既にカラオケを生涯学習として楽しむ方に発表の場を提供し、広くその裾野を広げることを目的とし、また「第13回全国生涯学習フェスティバル/まなびひろ山形2001」、「第14回全国生涯学習フェスティバル/まなびひろ石川2002」においても、開催を望む多数の声に応え実施しました。今回の「第15回全国生涯学習フェスティバル/まなびひろ沖繩2003」も、当連盟のテーマである「生涯学習の場としてのカラオケ施設利用促進」啓蒙を行う上で重要な意味を持つものと考え、参加しております。

まなびピア沖縄 県内外から参加者を集め、 「まなびピア沖縄カラオケ大会」を開催!

『まなびピア沖縄カラオケ大会』は、平成15年11月27日(木)、那覇市にある、沖縄県立郷土劇場を会場として開催。第15回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア沖縄2003」の参加事業として、既にカラオケを生涯学習として楽しんでいる方に、発表の場を提供しようという意図で企画いたしました。

沖縄県内外で行われた予選大会の通過者53名が集合。会場には出場者の応援団や近隣のカラオケ愛好者が集い、

熱唱する出場者に惜しめない拍手が贈られる和やかな雰囲気で行いました。

審査委員長には当連盟・岩切宏悦常務理事があたり、当連盟毛利泰介九州エリア理事、作曲・編曲家の仲本政国先生、特別審査員として歌手の翔ゆたかさん(キングレコード)の4人が、選ばれた53名の歌声を公正に審査いたしました。

途中ゲストによる歌謡ステージ等も

あり、長時間の大会であるにもかかわらず最終の表彰式まで誰一人席を離れることなく無事全ての演目が終了。栄えある「沖縄県知事賞」は、地元那覇市から参加の嵩原明子さんの頭上に輝きました。

参加者からは、次年度以降も継続開催を望む声が多数あり、当連盟としても、こうしたカラオケ発表の場を今後積極的に設けて参りたく考えております。

日時：平成15年11月27日(木)
会場：沖縄県立郷土劇場
主催：カラオケ使用者連盟
審査員(敬称略)：
仲本政国(作曲・編曲家)
翔ゆたか(歌手)
岩切宏悦(カラオケ使用者連盟常務理事)
毛利泰介(九州エリア理事)



「まなびピア沖縄カラオケ大会」入賞者(敬称略)

沖縄県知事賞	嵩原明子「心ひとつ」
沖縄県教育委員会教育長賞	浜田浩「坂道」
カラオケ使用者連盟理事長賞	豊里ヒロ子「北海めおと節」
最優秀歌唱賞	与那嶺利恵「フォーユー」
歌唱賞	上地昇「碧い瞳のエリス」
敢闘賞	砂川恵理歌「月光」
熱演賞	久高直美「やさしく歌って」
努力賞	宇都宮康子「川の流れるように」

音楽著作物使用料の 団体割引(2割引)が、 当連盟に適用されています。

「音楽著作物使用料の団体割引/2割引」(以下「団体割引」)が、当連盟会員に適用されております。これは、既に団体割引適用団体である全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会(以下「全社連」)のご協力により、団体割引適用を希望される当連盟会員各位を、全社連の賛助会員として登録することにより可能となります。

全社連および当連盟は、共に団体を構成する社交場の環境衛生と社会基盤の向上を目的に、今後相互交流を行ってまいります。団体割引の特典を享受される全社連賛助会員各位におかれましては、その趣旨に賛同し、全社連の組織拡大および全社連が推進する著作権啓蒙活動にご協力の程お願い申し上げます。

※既に会員各位へはご通知させていただいておりますが、未だ適用となられていない方でJASRAC使用料の2割引をご希望の方は、本部事務所までご連絡下さい。

カラオケ使用者連盟は 音楽著作権法を尊重し、 その普及・啓蒙活動を行っています。

カラオケを店舗で利用する際は、JASRAC(社団法人日本音楽著作権協会)へ音楽著作物利用許諾契約の手続きを行い許諾を得る必要があります。

音楽著作物利用許諾契約は、音楽を利用する側(店舗)が権利者側(作詞・作曲者)に対して音楽の利用料を支払うべく、音楽著作権法により定められているものです。

当連盟では、音楽著作権法を尊重し、カラオケを利用する全ての店舗に対し、普及・

啓蒙することを活動の一つとしてしております。そして具体的な活動として、未だ許諾契約を締結していない店舗や、契約を締結されていないものの、音楽著作物使用料の支払いを滞納している店舗に対し、未契約及び使用料滞納の解消を促しています。

会員各位におかれましても、自店はもとより、同業他店に対しても未契約及び使用料滞納の解消を促進いただきますようお願い申し上げます。

カラオケ使用者連盟は、文部科学省が啓蒙・推進する『[子どもと話そう]全国キャンペーン』を応援します。

カラオケ使用者連盟は、『[子どもと話そう]全国キャンペーン』の趣旨に賛同し、本機関紙を通じて、キャンペーン活動報告並びに会員各位が参加可能なイベント・活動等をご紹介します。会員各位におかれまして、

子ども連れ顧客への特典提供など、同キャンペーンに即した催しを実施する場合、店舗掲示用として、文部科学省作成のキャンペーン告知ポスターが入用の際は、当連盟本部事務局までご連絡下さい。また、各エリア毎に計画

されている『[子どもと話そう]全国キャンペーン』の情報を入手されたい場合も、随時ご連絡いただければ幸いです。



近頃、子どもたちと話しています。
[子どもと話そう]全国キャンペーン

『[子どもと話そう]全国キャンペーン』について

子どもたちをめぐる問題は、学校でのいじめ、性をめぐる問題など、極めて深刻な状況にあります。こうした中、文部科学省では、平成9年8月来、家庭や地域社会全体で子どもとふれあい、話し合う機会を充実するとともに、心豊かな子どもたちを育むため、『[子どもと話そう]全国キャンペーン』を実施しています。

キャンペーンを展開する文部科学省では、国立の施設等機関、関係省庁、各都道府県・指定都市教育委員会、民間の法人・団体・企業などに幅広く呼びかけ、キャンペーンの趣旨に即した取組を促しています。文部科学省における関連事業や広報活動の実施はもとより、関係各位の参加の下、運動の輪は広がり、それぞれの立場から積極的

に様々なプランが実施・計画されています。

【キャンペーンについてのお問い合わせ】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL/03-5253-4111
内線[2642・2092]

消費税が変更になります

【消費税法の改正】

昨年、消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることになりました。これは、飲食店を営む会員各位にとりまして、無視できない問題です。今回は、概要をご紹介しますが、各自改正された消費税法について理解し、早めに対策を練っていただくことをおすすめします。

【事業者免税点の引き下げ】

今までは、年間売上高3000万円以下の場合、顧客から預かった消費税は免除でした。しかし今回の改正により、免除の基準が売上高1000万円以下に引き下げられました。これにより、個人事業者は平成17年分（対象は平成15年1月～平成15年12月）から、法人事業者は平成17年3月末決算分（対象は2年前決算分）から、売上高が1000万円を超えた場合、課税の対象となります。

【簡易課税制度の適用基準の引き下げ】

これまでは、2年前の売上高が2億円以下の事業者は、消費税額の計算方法として簡易課税方式を選択することができましたが、選択できる基準が売上高5000万円以下に引き下げられました。これにより、個人事業者は平成17年分（対象は平成15年1月～平成15年12月）から、法人事業者は平成17年3月末決算分（対象は2年前決算分）から、売上高が5000万円を超える場合は、簡易課税方式を選択することができなくなり、本則課税方式で納付しなくてはなりません。

（本則課税方式）

顧客から預かった消費税から、仕入れや経費にかかった消費税を差し引いて納める方法。これには、仕入れや経費の中で消費税がかかっているものについての、帳簿（日付、取引先、内容、金額などが正確に記録されている事）と請求書が必要です。

（簡易課税方式）

年間売上上の総額で計算する方法です。これは、簡単に言うと、年間総額をもって消費税額を計算する方法で、前もって税務署に届出が必要となります。

簡易課税方式の計算方法

飲食店の場合、売上に対する仕入れ、経費の割合を60%（業種によって仕入れ・経費の割合は違います。）として計算します。例えば売上が3000万円ですと、仕入れ、経費の割合は1800万円となり、顧客より預かった消費税3000万円×

5%=150万円、仕入れ・経費で支払った消費税1800万円×5%=90万円。納める消費税は150万円-90万円=60万円となります。もし、実際に支払った仕入れや経費にかかる消費税がこの計算による60万円より少ない場合は、簡易課税方式で計算したほうが納める消費税は少なくなります。

【4月から消費税の表示方法が変わります。】

さらに身近な問題として、4月1日より、「総額表示制度」が義務付けられます。この制度は、顧客がメニュー表などの表示額に消費税が含まれているか否かの疑問を払拭するため表示を全てこれまでの内税方式に統一するものです。「総額表示制度」が義務付けられる4月からは、メニュー表や看板、チラシなど顧客に価格表示するもの全てにおいて総額表示義務が発生し、全てを税込価格に変更しなければなりません。

消費税法改正前	売上高3000万円以下の店舗	売上高3000万円～2億円の間の店舗	売上高2億円を超えている店舗
消費税法改正後	売上高1000万円以下の店舗	売上高1000万円～5000万円の間の店舗	売上高5000万円を超えている店舗
支払い方式	← 免税 →	← 簡易課税方式 どちらか選択 →	← 本則課税方式 →

「カラオケ使用者連盟」入会のご案内

平素は「カラオケ使用者連盟」の活動に深いご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。ご承知の通り当連盟は「生涯学習の場としてのカラオケ施設利用促進」「カラオケを通じた文化振興活

動の推進」「カラオケ使用者を取り巻く諸問題の解決」などをテーマに、カラオケ設置店による全国組織として活動致しております。

会員各位のお知り合いに当連盟の趣旨にご賛同いただける方がいらっしゃいましたら、是非当連盟へのご入会をおすすめいただければ幸いです。ご入会に関しては右記までご連絡下さい。

カラオケ使用者連盟 本部事務所
TEL 03-3495-5695
FAX 03-3495-5694
〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-11
目黒西口マンション2号館503

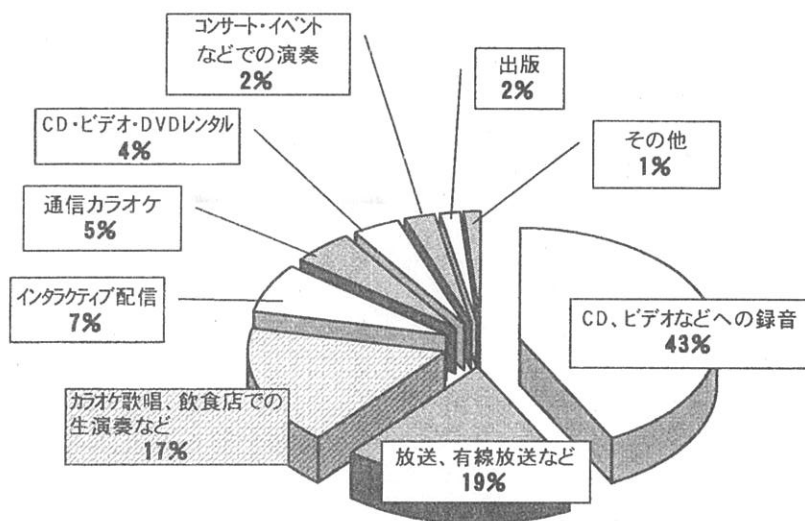


JASRACへお支払いの音楽著作物使用料は、 作詞・作曲家が新しい楽曲を創る際の糧となっています。

音楽著作物使用料は、JASRACによって楽曲の権利者(作詞・作曲家等)へ分配され、新しい楽曲を創る際の糧となっています。音楽著作物使用料の未払いや滞りがあると、楽曲の権利者にとって負担が増し、結果として音楽業界の衰退を招くこととなります。カラオケで音楽を利用する我々は、著作権のルールを守り、且つ尊重し、健全な音楽文化の発展に協力しましょう。

▽総分配額に占める割合▽

平成14年度の音楽著作物使用料は、総額で1067億円の支払いがありました。そのうち、飲食店やカラオケボックスなどが支払った額は184億円となっております。これは音楽著作物使用料全体の17%を占めており「CD、ビデオなどへの録音」、「放送、有線放送」に次いで3番目に多い額となっています。



▽平成14年度 使用料等分配額▽

(単位:円)

CD、ビデオなどへの録音	45,194,862,595
放送、有線放送など	20,001,470,620
カラオケ歌唱、飲食店での生演奏など	18,429,082,747
インタラクティブ配信(着メロなど、ネットワーク上での音楽利用)	7,556,865,675
通信カラオケ(通信カラオケ事業者の使用料。店での歌唱は除く)	5,501,302,934
CD・ビデオ・DVDレンタル	4,211,393,636
コンサート・イベントなどでの演奏	2,492,147,365
出版物への掲載(楽譜や歌詞)	1,809,124,781
その他(外国団体からの入金やデジタル録音・録画機器にかけられる補償金)	1,524,264,188
合計	106,720,514,541

カラオケ使用者連盟では、音楽著作権法を尊重し、カラオケを利用する全ての店舗に、音楽著作物使用料の未払いや、滞納の防止を呼びかけています。



当連盟の会員には、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会(全社連)のご協力により、音楽著作物使用料の団体割引(2割引)が適用されています。

カラオケ使用者連盟

本部事務所
〒141-0021
東京都品川区上大崎2-24-11
目黒西口マンション2-503
TEL:03-3495-5695
FAX:03-3495-5694